

# **2026 年度（第 2 回）**

**クラウドと連携した 5G・IoT・ロボット製品開発等支援事業**

**公募型共同研究に係る公募要項**

## **【開発型研究】**

2026 年 7 月

地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター

企画部

## 【目次】

|      |                   |    |
|------|-------------------|----|
| 1.   | 公募型共同研究の概要        |    |
| 1-1. | 公募型共同研究の目的        | 2  |
| 1-2. | 公募型共同研究「開発型研究」の概要 | 2  |
| 2.   | 申請要件              |    |
| 2-1. | 申請の形態             | 4  |
| 2-2. | 代表申請者の要件          | 4  |
| 2-3. | 申請における要件          | 5  |
| 3.   | 公募型共同研究の仕組み       | 6  |
| 4.   | 公募型共同研究実施に必要な条件   | 7  |
| 5.   | 公募型共同研究のスケジュール    | 8  |
| 6.   | 申請手続き及び注意事項       | 8  |
| 7.   | 対象経費              | 11 |
| 8.   | 審査方法              | 13 |
| 9.   | 成果の報告             | 14 |
| 10.  | 知的財産権の取扱いについて     | 14 |
| 11.  | 留意事項              | 14 |
| 12.  | 申請に関するお問い合わせ      | 16 |

## 1. 公募型共同研究の概要

### 1-1. 公募型共同研究の目的

今後の社会情勢の変化を見据え、「未来の東京」戦略の実現を目指す中で、サステナブルな「スマート東京」の実現に向け、クラウドと連携した技術の発展が期待されています。本事業は、地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター（以下「都産技研」という。）がこれまで取り組んできたローカル 5G、IoT、ロボット技術を活用し、都内中小企業によるクラウド連携を活用した製品開発及び事業化を支援することを目的とした共同研究です。

このような背景のもと、「クラウドと連携した 5G・IoT・ロボット製品開発等支援事業公募型共同研究（以下「本公募事業」という。）」では、都産技研との共同研究により関連する製品開発を進め、製品化及び事業化を実現し、市場参入の促進を図ることを目的としています。

### 1-2. 公募型共同研究「開発型研究」の概要

本公募事業の「開発型研究」では、クラウド連携を活用した 5G 等高速通信、IoT、ロボット技術の製品開発で研究終了後概ね 1 年以内の製品化完了<sup>※1</sup>を目指した研究開発テーマを募集します。

申請する共同体には、ユーザー企業<sup>※2</sup>又はアドバイザーの参画<sup>※3</sup>を必須とし、実証実験機関の参画については推奨とします。本公募事業「開発型研究」は、都産技研が委託する共同研究として実施し、研究開発に必要な経費（限度額内）を都産技研が委託費として負担するほか、都産技研が保有する技術シーズを活用<sup>※4</sup>し、研究開発の一部を分担します。本事業は補助事業ではなく、都産技研が委託する研究開発事業です。

<sup>※1</sup> 製品化完了とは、本公募事業「開発型研究」で「開発した製品のカタログを作成し自社のウェブサイト等で開発品を継続的に告知すること」、又は「開発した製品のプレス発表等を行い広く社会に告知すること」を指します。

<sup>※2</sup> ユーザー企業とは、開発された製品やサービスを利用する側の企業を指します。

<sup>※3</sup> アドバイザーの参画についてはユーザーとなる対象者が自治体の場合に限りです。

<sup>※4</sup> 都産技研が研究開発によって得た技術・測定・分析技術・新素材や新工法・製品化につながる研究成果など、中小企業が新製品や新サービスの開発に活用できる技術的な「基盤」を指します。

#### （1）本公募事業「開発型研究」の応募に必要な要件

クラウド活用を前提とした通信機器・IoT 製品・ロボットの製品化やサービス提供等を目指した研究開発。

以下の（ア）から（ウ）の要件を全て満たすものとします。

（ア） 都産技研が持つ関連分野の技術シーズを必ず活用するもの。下記の技術シーズ及び活用例又は都産技研ウェブサイト (<https://www.iri-tokyo.jp/research/seeds/>) を参照してください。

- ロボット自律走行制御技術：路面状況により走行できない道を自動判断  
（活用例）室内外用の配送・警備・清掃・点検ロボットなどの効率的走行システム
- メカナムホイール段差乗越え向上技術：段差乗越えと推進力を向上した全方位移動機構  
（活用例）室内用の配送・警備・清掃・点検ロボットなどの走行性能向上
- AI による画像変化検出技術：カメラ撮影位置に依存しない画像変化検出技術  
（活用例）警備・清掃・点検ロボットによる異常・遺物認知機能
- ロボットの対人安全性評価技術：人に衝突しても安全なロボット外装設計

(活用例) 人間と接触するロボットの安全外装

- ロボットの安全設計技術：安全規格 ISO 13482 に準拠したサービスロボットの開発

(活用例) サービスロボットの設計支援、評価

- 通信機器の電氣的適合性評価、安全性評価技術：インターフェース規格適合評価、I o T システムの安全性評価

(活用例) U S B などを使用する通信機器開発、I o T 機器開発品の評価

- A I による言語認識技術：テキストなどの言語を識別・認識する A I 技術

(活用例) 案内ロボットの案内、回答応答自動化

- 省電力超音波センサー開発技術：従来よりも消費電力が少ない超音波センサー

(活用例) I o T 型ガス流量計、空中超音波検査用センサー

- ソフトセンサー開発技術：測定困難なデータを間接的データから推定する

(活用例) センサーを設置できない系での物理量推定器

- コグニティブ通信技術：現地で空いている電波、使える高速電波を自ら検知し効率的に通信する技術

(活用例) ローカル 5 G と W i - F i が混在する場所でのサービスロボット通信機器

- 電波を用いた自己位置推定技術：GPS 信号が入らない室内での自己位置を電波から推定

(活用例) 地下・ビル内などにおけるナビゲーション機器開発、ロボットの位置制御

- 電波を用いた障害物検知技術：電波環境中の物体の動き状態を電波から推定

(活用例) カメラを使わない見守りシステム、警備システム

- 電磁界シミュレーション技術：ミリ波モジュールなどの電磁界解析

(活用例) ミリ波機器の開発・特性解析

- ローカル 5 G 基地局による機器の接続評価技術：機器接続時の不具合等評価

(活用例) 5 G 機器や 5 G アプリケーションの開発、接続エラー時の対応検討

- 5 G 通信遅延計測技術：5 G 機器の遅延を定量評価

(活用例) 5 G 機器や 5 G アプリケーションの開発、無線制御機器類の同期評価

(イ) 本公募事業終了後概ね 1 年以内の製品化完了を目指していることが必要です。

(ウ) 本公募事業終了後、研究開発された製品等は成果物として納品していただきます。

**※成果物の所有権は、委託契約となりますので、全て都産技研に帰属します。**

**※技術シーズについては、個別相談で具体的内容をお聞きします。**

## (2) 研究期間

2027年1月1日から2027年12月31日まで（1年間とする。ただし、委託契約締結後から研究期間が開始されます。）

## (3) 委託費の対象期間

契約締結日以降2027年12月31日まで（1年以内とする。）

## (4) 委託費（上限額）

1テーマにつき5,000万円まで（消費税並びに一般管理費（10%）を含む総額）

## (5) 委託対象経費

研究開発に必要な経費については、上記(4)の上限額内において、都産技研が委託費として全額負担します。ただし、委託費の対象となる経費には一定の制限があります。対象となる経費及び経理検査は、「7. 対象経費」を確認してください。

## 2. 申請要件

本公募事業「開発型研究」には以下の要件を満たすことが必要な条件となります。

### 2-1. 申請の形態

#### ①又は②のいずれかの形態

①東京都内に登記簿上の事業所があり、国内に活動拠点を構える単独の中小企業者

②中小企業、大企業、大学、公設試験研究機関等の複数の法人で構成された共同体。代表申請者は東京都内に登記簿上の事業所があり、国内に活動拠点を構える中小企業者とします。

ユーザー企業又はアドバイザー\*を含めることを必須とします。ユーザー企業又はアドバイザーについては後述の2-3を参照してください。なお、共同体を構成する「代表申請者」以外は「共同研究者」となります。

※アドバイザーの参画についてはユーザーとなる対象者が自治体の場合に限りです。

### 2-2. 代表申請者の要件

#### 2026年2月1日現在でいずれかの要件

① 東京都内に登記簿上の事業所があり、直近1年以上都内事業所で実質的に事業を行っている<sup>※1</sup>中小企業者。

② 創業1年未満の場合、都内で創業し登記簿上の事業所があり、かつ国内に開発拠点を構える中小企業者。

業種の限定はありません。なお、「中小企業者」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項であって（表1）、大企業<sup>※2</sup>が実質的に経営に参画していない会社とします。

共同体で応募される場合、代表申請者は以下の要件を満たすことが必要です。

ア 共同体を代表として申請書を提出し、委託費を受領する代表企業であること

イ 共同実施する委託事業の中核として運営・管理する責任を負うこと

ウ 共同体を構成する企業等の役職員が代表申請者の役職員を兼務していないこと

エ 当該構成企業内において資本の出資関係がないこと

オ 代表申請者は、採択決定後、都産技研並びに当該構成企業と委託事業並びに研究の実施に係る契約を締結すること

表1 中小企業基本法第2条における中小企業者の定義

| 業種                                                                        | 資本金及び従業員      |
|---------------------------------------------------------------------------|---------------|
| (1) 製造業、建設業、運輸業、情報通信業（ソフトウェア業、情報処理、提供サービス業を含む） <sup>※3</sup> その他の業種（下記以外） | 3億円以下又は300人以下 |
| ゴム製品製造業（自動車又は航空用タイヤ製造業及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く）                           | 3億円以下又は900人以下 |
| (2) 卸売業                                                                   | 1億円以下又は100人以下 |

|           |                   |
|-----------|-------------------|
| (3) サービス業 | 5 千万円以下又は 100 人以下 |
| 旅館業       | 5 千万円以下又は 200 人以下 |
| (4) 小売業   | 5 千万円以下又は 50 人以下  |

※<sup>1</sup>「実質的に事業を行っている」とは、登記簿謄本や開業届に記載されていた都内所在地において、客観的に都内に根付く形で事業活動が行われていることを指します。申告納税証明書等から総合的に判断します。

※<sup>2</sup>大企業の扱い

「大企業が実質的に経営に参画していない」とは、以下の全てを満たす場合です。

- 大企業が単独で発行済株式総数又は出資総額の 2 分の 1 以上を所有又は出資していない。
- 大企業が複数で発行済株式総数又は出資総額の 3 分の 2 以上を所有又は出資していない。
- その他大企業が実質的に経営に参画していると考えられる場合

役員総数の 2 分の 1 以上を大企業の役員又は職員が兼務している場合（ただし、当該役員又は職員がいわゆる副業により兼務し、経営の自主性、独立性が損なわれていないことが認められる場合を除く）

※<sup>3</sup> 情報通信業のうち、以下の業種分類はサービス業に該当するものとする。

| 大分類   | 中分類           | 小分類                    |
|-------|---------------|------------------------|
| 情報通信業 | 放送業           | 全て                     |
|       | 情報サービス業       | 管理、補助的経済活動を行う事業所       |
|       | 映像・音声・文字情報制作業 | 映像情報制作・配給業             |
|       |               | 音声情報制作業                |
|       |               | 広告制作業                  |
|       |               | 映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業 |

## 2-3 申請における要件

**ユーザー企業又はアドバイザーの参画は必須です。**

**(1) ユーザー企業の参画（必須。ただし、ユーザーが自治体の場合はアドバイザーの参画とします。）**

ユーザー企業とは、製品やサービスに必要な条件を提示し、企画立案や実証実験（推奨）に参画する企業を指します。本公募事業終了後は、ユーザーとして、製品やサービスの導入・活用を担う役割を有します。代表申請者が自らユーザー企業となること（自社で開発から販売まで完結できる場合に限る）は差し支えありません。ユーザー企業は共同体の構成員となるため、契約書の締結が必要です。

**(2) アドバイザーの参画（ユーザーとなる対象者が自治体の場合に限る）**

アドバイザーとは、研究成果を社会に役立てる観点から、開発成果である製品やサービスの社会実装・事業化に関して助言を行う者を指します。本公募事業終了後も、引き続き製品やサービスの導入・活用に関する助言を行う役割を担います。アドバイザーは共同体の構成員ではありませんが、研究開発体制内に位置付けるものとします。なお、アドバイザーには、製品開発や事業推進の経験を有する者等を推奨します。

### (3) 共同体の要件（推奨）

共同研究者は、日本法人格を有し日本国内に拠点を構える中小企業者、大企業、大学、公設試験研究機関等であることが必要です。

### (4) 重複申請の禁止

代表申請者又は共同研究者が、同一又は類似のテーマ・内容により、国、都道府県、区市町村その他支援機関等から助成等を受けている場合、又は過去に受けたことがある場合は、本公募事業に応募することはできません。また、採択後についても、同一又は類似のテーマ・内容による他事業への応募はできません。

### (5) 外資系企業の参画

共同体メンバーとして、外資系企業が参画する場合には、日本法人格を有するとともに、日本国内にて技術開発及び営業販売を行う拠点を有する企業であることが必要です。

本公募事業では株式の50%以上を外資企業が保有する場合を外資系企業と定義します。

## 3. 公募型共同研究の仕組み

本公募事業「開発型研究」は図1の流れで実施します。代表申請者から申請された研究開発計画を都産技研クラウドと連携した5G・IoT・ロボット製品開発等支援事業推進委員会（以下「推進委員会」という。）にて審査します。採択テーマ決定後、都産技研は代表申請者と委託契約を締結して共同研究を実施します。共同体での応募の場合は、委託契約に加え、代表申請者と共同研究者それぞれが再委託契約を結んでいただきます。同時に、都産技研と共同体の全機関と共同研究契約を締結します。

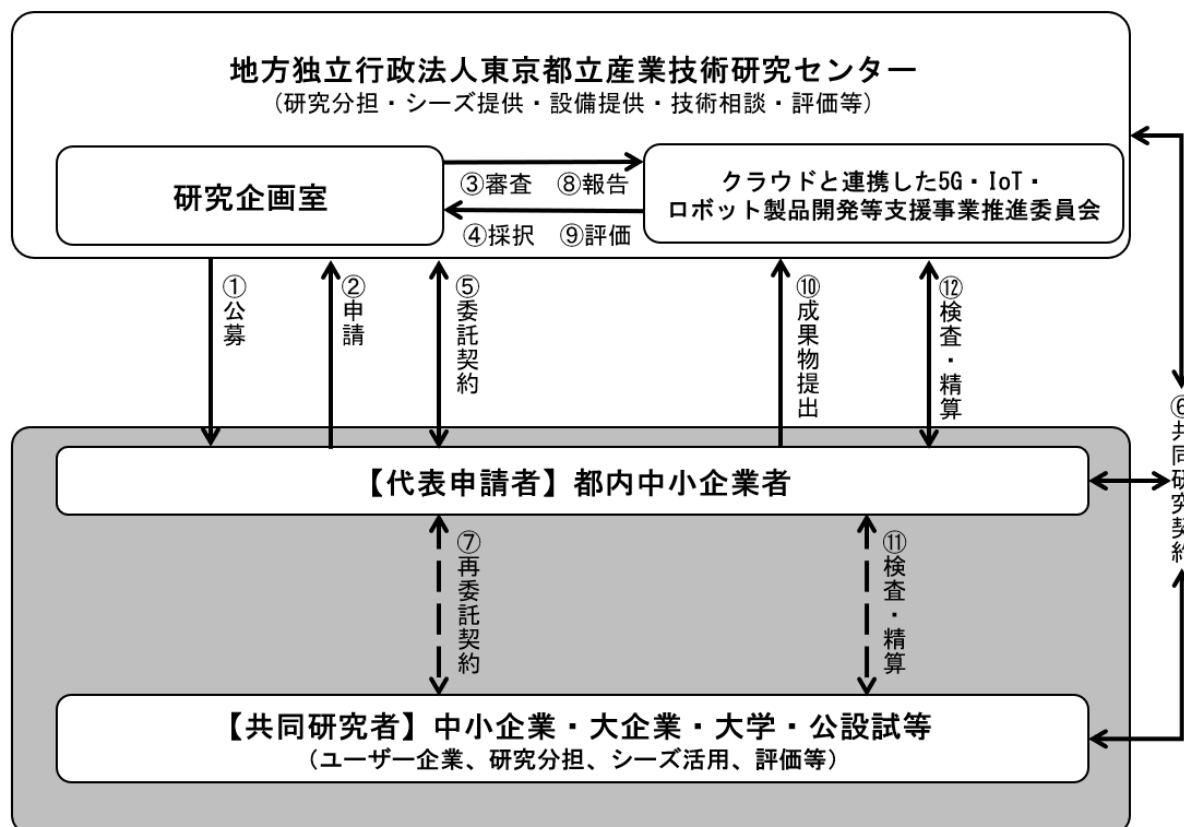


図1 公募事業の流れ

(1) 委託契約

契約金額、予算の配賦、実施計画について定めた本公募事業「開発型研究」の実施に係る契約です。都産技研と代表申請者との2者で締結します。

(2) 再委託契約

**契約金額、予算の配賦、実施計画について定めた本公募事業の実施に係る契約です。**

代表申請者と共同研究者（ユーザー企業も含む）との2者で締結します。共同研究者が複数ある場合はそれぞれと締結していただきます。なお、代表申請者が研究開発の全てを共同研究者に再委託することはできません。

**※ 共同研究者の予算配賦額が0円の場合でも、再委託契約書の締結が必要です。(0円での再委託契約が困難な場合は必ず予算を配賦してください。)**

(3) 共同研究契約

**都産技研のシーズや設備の活用、本公募事業の実施に係る知的財産等の権利の取扱いを定めた契約です。**都産技研及び代表申請者、共同研究者（ユーザー企業も含む）からなる共同体全員で締結します。

#### 4. 公募型共同研究実施に必要な条件

(1) 製品化計画の明確性

本公募事業「開発型研究」では、中小企業の製品開発を促進するため、都産技研の技術シーズ（2 ページ 1-2（ア）を参照）を活用し、実現性の高い研究計画を募集します。**本公募事業終了後、概ね1年以内の製品化完了を目指した「製品化計画」を有していることが必要です。**

(2) 代表申請者による研究計画の取りまとめ

代表申請者は申請した研究計画の遂行責任及び結果責任を担っていただきます。代表申請者は、本公募事業の責任者として、研究計画の実施管理や共同体を構成する法人間の相互調整等を行うとともに、都産技研との総合的な連絡窓口を担う必要があります。また、代表申請者は、研究開発全体を統括・管理する「**研究開発責任者**」を置く必要があります。

(3) 公募事業実施の体制

本公募事業の実施体制や管理体制が整っていることが必要です。研究開発に必要な資金、知識、技術、経験、人員、設備等を有していること、本公募事業に係る経理等事務に必要な知識、経験、処理能力、人員等を有していること等、委託業務を円滑に遂行するための体制が十分であることが必要になります。

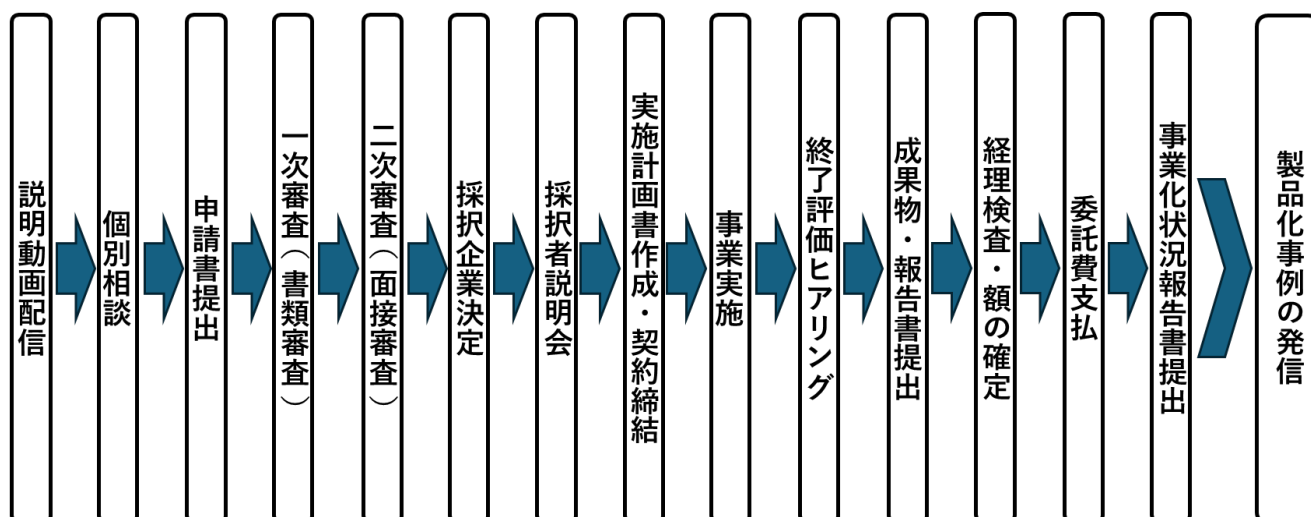
(4) 国内での研究実施

研究開発（実証実験等を含む）は全て日本国内で行う必要があります。

(5) 以下の全てに該当すること

- ア 本公募事業への申請は一企業一回とすること。また、同一テーマ又は内容で都産技研が実施する他の事業に併願申請していないこと。代表申請者、共同申請者は他のテーマに参画していないこと
- イ 過去に都産技研、国、都道府県、区市町村等から助成を受けている者については、不正等の事故を起こしていないこと
- ウ 民事再生法又は会社更生法による申立て等、本公募事業の継続性について不確実な状況が存在しないこと
- エ 「東京都暴力団排除条例」に規定する暴力団関係者、社会通念上適切でないと判断されるものでないこと
- オ その他、都産技研が公的資金の委託先として適切でないと判断されるものでないこと
- カ 本公募事業の実施期間中に、同一又は類似のテーマ・内容による他事業への申請を行わないことを遵守できること

## 5. 公募型共同研究のスケジュール



※ スケジュールについては状況により変更する場合があります。

| 日 時              | 事 項        |
|------------------|------------|
| 8月上旬(予定)         | 説明動画配信     |
| 8月3日から9月24日      | 個別相談       |
| 9月15日から10月1日     | 申請書提出      |
| 10月上旬から10月下旬(予定) | 一次審査(書類審査) |
| 11月下旬(予定)        | 二次審査(面接審査) |
| 11月下旬(予定)        | 採択企業決定     |
| 1月1日から           | 研究開始       |

## 6. 申請手続き及び注意事項

本公募事業「開発型研究」へ応募する場合は、以下の都産技研ウェブサイトに掲載されている申請書様式を用いて、下記の申請書一式を都産技研に提出してください。

<https://www.iri-tokyo.jp/news/news-2026-7-30/>

## (1) 申請書類

申請書一式は、原則A4サイズとし、片面印刷したもの1部と、CD-R又はDVD-Rに格納した電子媒体を提出してください。(ただし、電子媒体のみでも可とする。)電子媒体は、審査で利用しますので、必ず提出してください。(電子媒体のファイルは必ず下記の表と同じタイトル順にPDFで並べてください。)

※ 申請書類に不備(電子媒体の不足、ファイル名相違、順番相違含む)がある場合、審査での評価点に影響があるため、ご注意ください。(特に決算報告書ですが、別表を添付していないケースが多いのでご注意ください。)

※ 決算報告書、定款、登記簿謄本は代表申請者のものを提出してください。

※ 共同研究者については提出の必要はありません。

|                                                                                                   |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ✓ 01_研究計画書(様式1)                                                                                   |
| 採択後、本書類を基に、実施計画書を作成していただきます。<br>※実施計画書は、1年間の研究内容の詳細を記したものです。契約書に添付されます。                           |
| ✓ 02_経費積算表(Excelのままで可とする)                                                                         |
| ※採択後には詳細な予算積算根拠一覧の作成と見積書の提出がありますので、概算ではなく、あらかじめ詳細に積算することをお勧めします。                                  |
| ✓ 03_研究計画書の概要資料(研究計画書の概要や製品化・事業化の見込みについてA3用紙1枚にまとめた資料を作成してください。指定様式はありません。)                       |
| ✓ 04_研究計画書の補足資料(研究計画書に記載できないイメージ図等があれば作成してください。提出必須の書類ではありません。)                                   |
| ✓ 05_アドバイザー経歴書(研究体制でアドバイザーを選択した場合のみ提出してください。)                                                     |
| ✓ 06_直近2期分の決算報告書(貸借対照表・損益計算書・別表一～十六・勘定科目内訳明細書・受付通知(電子申告のみ))※事業開始1年未満の場合は事業代表者の直近2年分の納税証明書を提出すること。 |
| ✓ 07_定款                                                                                           |
| ✓ 08_登記簿謄本(発行日3か月以内のもの)                                                                           |
| ✓ 09_チェックリスト                                                                                      |

## (2) 説明動画配信

本公募事業の公募説明会は実施せず、その内容を収録した動画を配信します(上記のURL参照)。

なお、この説明動画は公募に係る内容、契約に係る手続き、提出書類等をまとめたもので、公募要項と同一のものです。

日時：8月上旬(予定)

都産技研ウェブサイトにて動画配信いたします。

## (3) お問い合わせ

#### (4) 個別相談

申し込み順に受け付けしますので、希望日が重複した場合、変更をお願いすることがあります。

(5) 申請受付期間

9月15日（火曜日）10時から10月1日（木曜日）17時まで

### (6) 注意事項

エ オンライン申請により、事業代表者の押印なく申請書を提出された場合、事業代表者又は研究開発責任者に連絡をさせていただく場合がありますので、ご了承ください。申請期日内に提出がなかった場合は審査に影響があります。

※ 郵便事故による申請書類の未着や延着については、一切の責任を負いません。

## DX 推進センター



提出先は個別相談にてお伝えします。

## 7. 対象経費

委託費の対象となる経費は、本公募事業「開発型研究」にのみ利用されることが明確であり、必要性及び金額の妥当性を経理検査（実査）によって確認できるものとなります。具体的には以下の項目が対象となります。対象経費の算出にあたっては、事業完了後の実績額と大きな差額が生じないように、実行可能性を十分に検討してください。採択後には詳細な予算積算根拠一覧と全ての科目（人件費除く）において見積書の提出をお願いすることになります。

都産技研が提示する経理事務の手引きに基づき、年2回対象経費の経理検査を実施します。帳簿書類、取得財産、その他については現地調査を行いますので、発生した経費の妥当性について対外的に明確に説明できるよう経理処理を行ってください。

代表申請者は、共同研究者の経費計上についても責任を担います。また、共同研究者においても、代表申請者と同様の経理証憑書類を準備していただきます。

委託費の対象期間内に契約、取得、支払が完了した経費が委託費として計上可能となります。

| 経費<br>区分 |          | 内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|----------|----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 機器設備費    | 機械装置費    | <p>当該研究開発の実施に必要な機械装置等の購入費。</p> <p>※【注意事項】</p> <p>（１）耐用年数１年以上かつ税込１０万円以上のものを対象とします。<u>生産設備（量産するための機器設備）の購入は認めません。また、本公募事業以外への利用も認めません。</u></p> <p>（２）研究実施上製造された機器設備等についても、原材料・部品の合計が税込５０万円以上となる場合は固定資産となります。</p> <p>（３）リース等でも必要性を満たせる場合は、リース等の利用を優先していただきます。</p> <p>（４）１０万円以上の製造委託等で最終的に物品が納品されるものについてもこちらに入ります。</p> <p><u>※ただし、研究開発過程において購入・製造した５０万円以上のものは取得財産となり都産技研所有固定資産登録が必要となり、原則、研究終了後に都産技研に返却しなければなりません、研究継続のため必要に応じて貸出しも可能となります。</u></p> |
|          | 保守・改造修理費 | <p>研究開発する上で必要な機器設備の保守・改造及び修繕に係る費用です。専ら本公募事業で購入した設備機器で、研究開発に不可欠な場合のみ計上を認めます。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 労務費      | 研究開発費    | <p>本公募事業「開発型研究」の実質に係る研究開発者等の労務費です。</p> <p><u>※経理事務の手引きに記載のある労務費単価一覧表を適用します。</u></p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |

|            |                   |                                                                                                                                                                                                                      |
|------------|-------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|            | <b>補助員費</b>       | 本公募事業「開発型研究」に従事するアルバイト、パート等の補助員の労務費です。 <u>(事務管理のみは認めません)</u>                                                                                                                                                         |
| <b>事業費</b> | <b>備品・消耗品費</b>    | <p>本公募事業「開発型研究」の上で必要な備品、消耗品等の購入に必要な経費です。前記、機械装置費に該当しない、耐用年数1年未満又は、税込10万円未満の物品を対象とします。</p> <p>※注意事項</p> <p>(1) 複数の備品・消耗品を組み合わせで使用する場合、その購入額の合計が税込50万円以上となる場合は固定資産となります。</p> <p>(2) 最終成果物は50万円以上であっても備品・消耗品費になります。</p> |
|            | <b>旅費・交通費</b>     | 本公募事業「開発型研究」実施の際の打合せ、研究開発（実証実験を含む）時に必要とする交通費、宿泊費、日当等の費用で出張報告書も必要となります。 <u>(販促活動・市場調査での費用は認めません)</u>                                                                                                                  |
|            | <b>外注費</b>        | <p>共同研究者以外に、自社内で直接実施することのできない研究開発の一部を外部の事業者等に依頼する経費。</p> <p>(例：加工・設計・分析・調査・事業倫理・実証実験等)</p> <p>ただし、他者に本公募事業の本質となる研究開発、営業活動等を依頼することは原則認めません。その場合は、共同研究者が実施してください。必要に応じて「作業報告書」を提出していただきます。</p>                         |
|            | <b>知的財産権に係る経費</b> | 研究開発で発生した特許等の知的財産権取得のための、先行文献調査、弁理士手数料等に係る費用です。出願に際して特許庁に支払う印紙代は対象外となります。                                                                                                                                            |
|            | <b>技術の使用に係る経費</b> | 研究開発において、他者の知的財産権等を利用する場合の実施許諾料、大学等の技術を移転するための技術指導料等に要する費用です。実施許諾料や技術指導料を計上する場合は、契約前に権利所有者（技術所有者）と実施料（技術指導料）の調整を行い、実施契約等何らかの契約を結ぶことが確実であることが必要になります。                                                                 |
|            | <b>保険料</b>        | 実証実験の際の不意の事故に備えて加入する損害補償等の保険料です。                                                                                                                                                                                     |
|            | <b>その他費用</b>      | 上記に該当しない研究開発等に必要な費用です。クラウドサービスの使用料や通信費、機器リース費なども含まれます。 <u>(展示会の出展費用及びそれらの関連費用は認めません。)</u>                                                                                                                            |

## 8. 審査方法

申請書類に基づき、一次審査（書類審査）を行います。一次審査通過した申請者に対して、二次審査（面接審査）を実施します。

### （１）書類審査

１０月上旬から１０月下旬（予定）

審査員による書類審査を行います。申請書類の記載内容に基づき審査を実施します。

### （２）面接審査

１１月下旬（予定）

審査員による面接審査を行います。申請書類の記載内容、申請者のプレゼンテーションの内容、プレゼンテーションに関する質疑応答の内容に基づき審査を実施します。

### （３）審査基準

#### ア 開発技術の実現性

研究開発する製品やシステム等の優位性・独創性及び実現性を評価します。優位性のある特許やノウハウ・技術を保有しているか、開発等の実績（製品、試作品等）を有しているか等を審査します。

#### イ 研究計画の妥当性

研究開発に向けた具体的かつ現実的な内容・スケジュール・体制（ユーザー企業も含む）となっているかを評価します。技術的課題が明確でその解決方法が適切であるか、目標設定は妥当であるか、安全、倫理、情報管理、法令面への対策が行われているか等を審査します。

#### ウ 製品化・事業化の可能性

研究開発する製品やシステム等の製品化・事業化に関して、市場分析を行っているか、販売計画（コスト、製造・販売体制等）や市場認知やプロモーション方法（市場アプローチの方法・営業活動）を有しているか等を評価します。

#### エ 事業者評価

公募事業実施に必要な事務作業能力（経理的基礎知識を備えているか、事務作業や書類等準備を行える体制にあるか等）と財務能力（財務的基盤を備えているか等）を有しているかを審査します。

#### オ その他

上記の観点に加え、都産技研の技術シーズの活用、共同体での実施、都産技研の研究開発に係る分担内容について実施可能性を高く評価します。

### （４）審査結果及び決定

ア 審査結果は、代表企業の代表者宛てに書面でお知らせします。

イ 審査の結果、不採択となる場合があります。審査の経過・結果に関するお問い合わせには一切応じられません。

ウ 採択した案件（代表申請者、研究開発テーマ名）は、都産技研ウェブサイト等で公開します。

## 9. 成果の報告

本公募事業では研究成果の報告として終了評価を実施するとともに、成果報告書及び開発された試作品等である最終成果物一式と図面・設計図書等も提出していただきます。

### (1) 終了評価

研究期間内に、研究成果を報告していただき、終了評価いたします。

### (2) 成果報告

成果報告書を提出していただきます。

### (3) 成果物

最終成果物等を提出していただきます。なお、最終成果物等には提出前に、本事業で開発したことを示す都産技研が指定するシールを貼っていただきます。

### (4) 成果の公開

本公募事業の成果は原則公開とします。ただし、企業ノウハウ等、公開することで企業において損失を被る情報については、都産技研へ申請・承認を得ることで非公開とすることを認めます。

## 10. 知的財産権の取扱いについて

### (1) 研究成果の帰属

本公募事業の実施により発生した特許権等の知的財産権は、その知的財産を発明した者に帰属します。

### (2) 共同体内における知的財産権の取扱い

知的財産の発明者が複数に渡る場合などにおいて、特許権利者、持分割合、費用負担などについてあらかじめ共同体内で取り決めを行っていただくことを推奨します。

## 11. 留意事項

### (1) 研究計画の変更

申請書に記載された研究計画の内容は、原則変更できません。やむを得ず、計画変更を希望する場合は、都産技研の承認を経た上で実施してください。

### (2) 研究成果の普及

ア 代表申請者は、研究終了後も、研究成果に係る製品化・事業化の推進に努めるとともに、研究開発した製品や技術等について代表申請者を含む共同体以外の第三者に広く普及させるよう努めていただきます。

イ 研究成果を展示会や学会等で発信する場合には、共同研究の成果が含まれていることを発信の主要部分に明示する必要があります。

(記載例)

「この成果は、地方独立行政法人東京都立産業技術研究センタークラウドと連携した5G・IoT・ロボット製品開発等支援事業公募型共同研究の支援の結果得られたものです。」

ウ 都産技研を明示するにあたり、事前に名義使用の申請が必要です。申請の際は当該共同研究の都産技研担当者にご連絡ください。

エ 都産技研は研究成果を東京都及び都産技研が行う普及事業（セミナー・講習会、成果発表会、施設公開、各種制作物等）や展示会の都産技研ブース等で利用いたします。展示会への出展の際には、原則として本事業実施機関に展示資料の提供及び説明員の帯同をしていただきます。

(3) 研究終了後の報告義務

研究終了後5年間、年度ごとに研究成果に係る推進実績（事業化状況報告書）を提出していただきます。

(4) 秘密の取扱い

本公募事業への応募に際し、提出された書面、電子データ等の情報は審査にのみ使用します。提供いただいた個人情報は、審査の目的以外で利用することはありません。

(5) 経理関係書類の確認

ア 実績報告書確認書類として、次の書類の整備・保管が必要です。

見積書、契約書（注文書・注文請書）、仕様書、納品書、検収書、請求書、振込控（振込先が明記されている金融機関発行のもの）、預金通帳（入出金明細書）、領収書、購入品のカタログ等。

イ 労務費の確認書類として、就業規則、賃金台帳、出勤簿、作業日報、振込明細、支払確認証（入出金明細照会等）、雇用保険加入者証等が必要です。

(6) 経費の支払方法

ア 経費の支払いは、金融機関からの振込払いを原則とします。

イ 海外取引の場合、外貨支払の円換算については当該外貨使用の際の両替レートを適用します。

ウ 帳票上で整合性が確認できない支払いについては、対象経費となりません。

(7) 関係書類の保存

本公募事業に係る関係書類及び帳簿類は本公募事業の完了した年度の翌年度から起算して7年間、保存しなければなりません。

(8) 委託期間内の製品化

委託期間中において製品化に目途がたった場合は都産技研の承認を経た上で本公募事業を終了することができます。

(9) 本公募事業実施中に他事業への応募

本公募事業実施期間中に、同一又は類似のテーマ・内容による他事業への応募はできません。  
他事業への応募又は採択が確認された場合、本公募事業を中止することがあります。

## 12. 申請に関するお問い合わせ

(1) 個別相談の予約

本公募事業の申請に際し、対面での個別相談を必須としていますので、期間中に都産技研ウェブサイト内で必ず予約してください。個別相談を受けていない場合は申請できませんので、ご了承ください。申請受付期間に鑑み、早めに個別相談を予約することをお勧めします。

(2) お問い合わせ

本公募事業の申請内容に関する質問等は、個別相談期間内に限り、都産技研ウェブサイトを受け付けます。提出された質問については、当該質問者にのみ回答します。ただし、都産技研の判断により、質問及び回答をウェブサイトに掲載する場合があります。なお、審査の経過等に関するお問い合わせには応じませんので、ご了承ください。

以 上